

平成18年度の運営体制の見直し(案)について

1 現在の運営体制

- (1) 京都市電子会議室「みやこeコミュニティ」運営委員会
電子会議室全体の企画、運営及び不規則発言への対応等に関する事務を行う。
- (2) 技術・運営管理者
電子会議室の運営に関する発言内容の事前確認、技術的な管理等を行う。
17年度は(財)京都高度技術研究所に業務を委託している。
- (3) 進行役
電子会議室の議事進行及び取りまとめを行う。
- (4) 運営委員会事務局(総合企画局プロジェクト推進室)
電子会議室の事務処理等を行う。

2 技術・運営管理者の役割について(別紙参照)

(1) 現状

- ア 試行実施時から含めて、不規則発言(誹謗中傷や差別発言等)が投稿されたことが一度もなく、事前確認に高度な専門的知識を必要としないケースが非常に多い。
- イ 一日の発言数が少なく、費用対効果の観点から、業務と委託経費とのバランスが悪い。
- ウ 会議室の開設や参加者からの問合せ等は事務局が対応し、技術的なサポートについては、サーバの保守管理業者がその役割を実質上担っている。

(2) 改善案

技術・運営管理者を廃止し、運営委員会(事務局を含む)が発言の事前確認を行う。

【メリット】

運営支援業務委託に係る経費を削減できる。

特に問題の見当たらない発言については事務局が確認を行うため、平日の日中に発言された記事については、比較的早く画面に反映できる。

【デメリット】

事務局が発言を確認するため、業務時間外(祝祭日及び平日の夜間)に投稿された発言については、画面に反映されるまでに時間がかかる可能性がある。

発言確認の時間帯を明示する等の工夫が必要になる。

例) 発言の確認は、平日の9時から17時の間に行います。

「行政の検閲」という印象を持たれる危険性がある。

3 審議用会議室について

(1) 現状

技術・運営管理者が、投稿された発言内容に運営ルールの禁止事項が含まれると判断した場合は、発言の掲示を保留し、技術・運営管理者が設置する「審議用会議室」において、運営委員会及び進行役が掲載の可否を審議することとなっている。

審議後に最終決定を運営委員会が行うこととなるが、不規則発言がないこともあって、開設されたケースが極めて少ない。また、開設されたとしても使用されないケースが多く、システムとして機能していない。

(2) 改善案

事務局(プロジェクト推進室)がメーリングリストを活用して運営委員会委員 , 進行役 , テーマ所管課 , 発言の投稿者等に連絡し , 発言の取扱いを協議する。

【メリット】

「 審議用会議室 」を使用するよりも調整がしやすく , 現実的である。

「 審議用会議室 」を廃止することにより , システムがシンプルになり , リニューアル等の作業が行いやすくなる。

【デメリット】

「 2 技術・運営管理者の役割について 」に掲げるデメリットと同じ。